

議事要旨(2) 特別目的会社専門委員会における検討状況について

冒頭、新井副委員長（専門委員長）より、連結財務諸表における特別目的会社の取扱いの見直し（短期的対応）に関する「連結財務諸表に関する会計基準（案）」（以下「公開草案」という。）について、第 215 回企業会計基準委員会において実施された参考人の意見内容の確認及び今後の予定について説明がなされた。引き続き、小賀坂主席研究員より会計基準等の文案について前回委員会以降の修正箇所に関する説明がなされた後、次のような質疑応答が行われた。

- ある委員から、方向性は理解できるが、参考人の意見などから察するに、推定規定の一部の削除では十分ではなく、また、利用者からの現行の注記では不十分であるといった声は必ずしも聞かれなかつたとの意見があつた。また、別の委員からは、多少の時間をかけても、関係者から理解を得られるよう協議を継続すべきではないのかとの意見があり、さらに、別の委員から、推定規定の運用のばらつきは、短期的対応では解消されない面があり、実態を踏まえた検討が必要ではないかとの意見があつた。事務局からは、推定規定の抜本的な見直しの有用性は理解しているものの、今回の対応により問題は相当程度解消すると認識しており、また、事業の一環として連結しているかのように分析を行っているとの利用者の参考人意見なども考えれば、指摘されてきた問題への対応を短期的に行い、その後にコンバージェンスの観点から推定規定も含む連結基準の包括的な検討を行うことでどうかとの説明が行われた。
- ある委員から、前回参考人の意見について、監査人の参考人意見では、公開草案の内容で実務の問題に概ね解決でき、短期的対応を進めるべきとしており、また、利用者の参考人意見でも、一定の場合には連結しているかのように分析しているとの説明があつたことから、今回の短期的対応を支持するものであつたと認識しているとの意見があつた。また、別の委員から、本来会計処理すべきものを注記で十分とするのは適当でなく、完全なものでないとしても、指摘されてきた問題にはここで対応すべきであるが、唯一の懸念は関係者の納得感という点であるとの意見があつた。これに対して事務局より、納得感を高めるための方策を引き続き検討していくが、長期間かけて検討を行ってきた点も踏まえ、判断していただきたいとの回答がなされた。
- あるオブザーバーから、監査人の参考人意見は、現在の取扱いにはループホールがあるというメッセージと受け取っており、実際に注記を見ると相当な額であり、過去に長く委員会の委員も務めていた参考人の意見は重く、また、利用者の参考人意見では、個人投資家なども考えればオンバランスがよいととれるような意見もあつたと理

解しているとの意見があり、また、ノンリコース債務の注記など財務報告の進歩といえるような良い側面が短期的対応に含まれており、実務のばらつきもオンバランスにより解消されるか、少なくとも広がることはないのではないかとの意見があった。

以 上